

シリーズ 行財政改革

企画防災課行財政改革推進室 ☎74-3004



22年度町の補助金を希望する事業を募集します

これまで町では、主に町内で公益的な活動をしている団体などに補助金等を交付してきましたが、実績が十分に検証されないまま、長期にわたって交付されているものや既得権化しているものなどがあり、今日の社会経済情勢のもとでは、補助金等の有効利用とともに、使途の透明性などが強く求められている状況にあります。

そこで、町では、「公益性」、「有効性」、「適格性」を重視し、あらためて補助金交付の原点に立ち、事業実績による補助金の効果や必要性などを審査することとしました。

町民が納得できる成果をあげている事業や、町の将来にとって有効的な事業など、新たに実施する事業を含め、平成22年度に町からの補助金を希望する事業を募集します。

なお、募集にあたっては、補助金の財源が貴重な税金であることや、町財政の状況等にご理解ください。

対象団体

町内で公益的な活動を行っている団体等

交付基準

「交付基準：判断指針」のとおり

募集方法

役場の窓口(企画防災課、洞爺総合支所、洞爺湖温泉支所)と、洞爺湖町のホームページ

(<http://town.toyako.hokkaido.jp>)に、所定の様式を備え付けしていますので、必要事項を記入のうえ、持参若しくは郵送により希望する補助金等を所管する課等に提出してください。

なお、平成21年度に補助金の交付を受けて事業を行っている団体等で、22年度に補助金を希望する場合は提出が必要となりますので、後日送付する所定の様式に必要事項を記入のうえ提出してください。

提出書類

- ・事業計画書
- ・補助金要望額算出調書
- ・自己評価票

募集期間

平成21年9月14日(月)
～平成21年10月30日(金)

【必着】

交付基準：判断基準

1 事業の「公益性」

- (1)地域での町民自治、社会福祉・教育の推進について高い必要性を認めるもので、特定の者のみ利益に供することのないもの。
- (2)行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの。
- (3)地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの。

2 事業の「有効性」

- (1)補助金の交付に対して効果が認められること。
- (2)事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会、経済情勢に合致していること。
- (3)多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
- (4)社会情勢から適宜を得ていること。

3 団体等の「適格性」

- (1)団体等の会計処理及び使途が適切であること。
- (2)団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。

